江南市下水道事業経営戦略

令和3年度~令和12年度



令和3年3月 江南市

目 次

弗1早	はじめに	. 1
1. 経営!	戦略策定の趣旨と位置づけ	1
2. 計画	期間	2
第2章	下水道事業の概要	. 3
1. 下水	直事業の現況	3
2. 下水	道使用料の現況	5
3. 下水	直事業の現状分析と将来の見通し	6
4. 組織(の状況 1	L9
5. 投資	及び財政に関する課題と解決に向けて2	20
第3章	経営の基本方針 2	21
7,5 0	経営の基本方針 2 投資・財政計画 2	
第4章		22
第4章 1. 投資	投資・財政計画 2	22 23
第4章 1.投資 2.財政	投資・財政計画	22 23 24
第4章 1.投資 2.財政 3.その	投資・財政計画	22 23 24
第4章 1.投資 2.財政 3.その 4.投資・	投資・財政計画 2 こ関する取り組み 2 ご関する取り組み 2 他の経費についての考え方 2	22 23 24 25 27
第4章 1.投資 2.財政 3.その 4.投資・ 第5章	投資・財政計画 2 こ関する取り組み 2 ご関する取り組み 2 他の経費についての考え方 2 財政計画(収支計画)及び策定にあたっての説明 2	22 23 24 25 27

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、市民の生活環境を快適にするための重要な役割を担っています。街並みや 道路の整備が進み、家庭では当たり前のように電気・ガス・水道が使われている一方で、 捨てられる汚水(し尿及び生活雑排水)も生活環境に適した処理が求められています。

本市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全を目的として平成5年度に事業着手(整備開始)し、平成14年度に供用開始^{注1}して以来、整備を進めてきました。

整備の推進にあたっては、事務事業の効率化や人員配置の適正化といった経営の効率化を図りながら行っているものの、下水道施設の整備・維持管理には多額の費用を要することから、財源を一般会計繰入金^{注2}に大きく依存する状況が続いています。また、国、地方とも厳しい財政状況の中、人口減少・少子高齢化等による社会情勢の変化、節水意識の向上による有収水量^{注3}の減少等、本市においても下水道の整備を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、本市の一般会計においては、今後、大規模事業が控え、財政運営は一段と厳しくなっていくことが見込まれています。

こうした状況の中で、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、適正かつ計画的に下水道施設の整備・維持管理や今後の更新への対応、事務事業の効率化等、経営基盤強化のための取り組みをより一層推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが求められています。

このため、本市では、地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用^{注4}(以下、「法適化」という。)し、令和2年4月より公営企業会計^{注5}に移行することで下水道事業の財務を明確化したうえ、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」(以下、「経営戦略」という。)を策定することとしました。

^{注1} 供用開始:下水道が整備され、下水道の使用を開始すること。

注2 一般会計繰入金:地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計(税金)から繰り出される資金。 国の基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

^{注3} 有収水量:下水道処理場へ流れる排水のうち、不明水(p.23 注 22 参照)を除いた汚水量のこと。

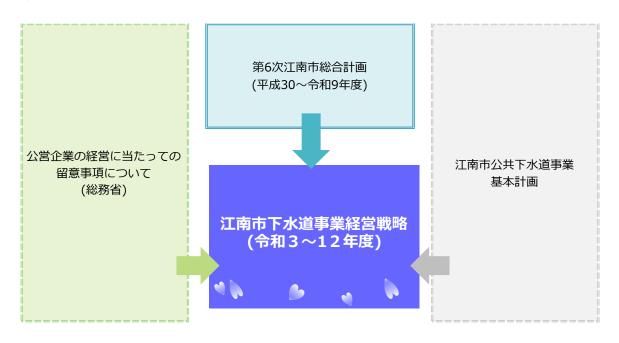
^{注4} 地方公営企業法の適用:地方公営企業(p.21 注 17 参照)にかかる財務、組織、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めた地方公営企業法に基づき、一般企業の会計基準と同様の仕組みを持った公営企業会計を適用すること。法の規定のうち、財務、組織、職員の身分取扱い等の全部を適用することを全部適用、財務の適用のみを一部適用といい、本市の下水道事業では一部適用を選択している。

注5 公営企業会計:一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行う会計方式のことで、経営状況をより明確化できるメリットがある。

(2) 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付総務省通知)」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。今後の下水道事業における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消等、経営健全化の取り組みを定めるもので、「第 6 次江南市総合計画^{注6}」や「江南市公共下水道事業基本計画^{注7}」との整合を図ります。

【経営戦略の位置づけ】



2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とする。」という考え方に基づき、中長期的な展望を踏まえたうえで令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

注6 第6次江南市総合計画:江南市の将来像を実現するための、市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、市の最上位に位置づけられている計画。

^{注7} 江南市公共下水道事業基本計画:下水道の全体像を明示し、下水道整備の方向づけを行う全体計画。

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の現況

(令和2年3月31日現在)

数/芒眼44/17 口	亚代(左)只
整備開始年月	平成6年3月
供用開始年月	平成 14 年 8 月
法適化の時期	令和2年4月1日
	(一部適用(財務規定等))
処理区域面積	636.6ha
処理区域内人口	41,009 人
処理区域内人口密度	64.4 人/ha
普及率 ^{注8}	40.8%

(1) 江南市下水道事業について

本市の下水道事業は、2以上の市町村により構成される流域関連公共下水道で、愛知 県が下水道処理場と主要な下水道管(流域幹線)を、市が市内の家庭や工場等からの汚 水を集めるための下水道施設を建設し、維持管理を行っています。

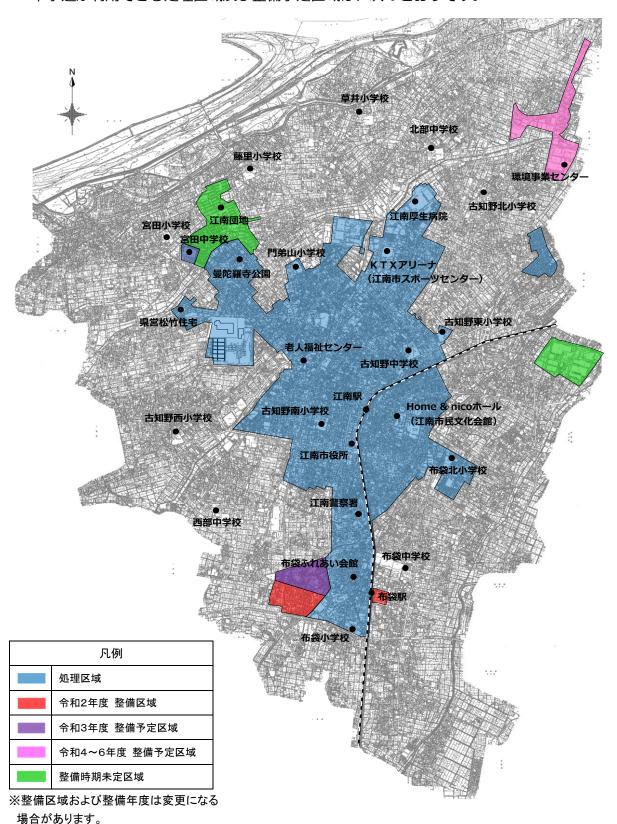
なお、本市の汚水は、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町を計画区域とする五条川右岸流域下水道に接続し、岩倉市北島町にある五条川右岸浄化センターにて処理されています。

3

^{注8} 普及率:人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合。

(2) 下水道処理区域及び整備予定区域

下水道が利用できる処理区域及び整備予定区域は、次のとおりです。



2. 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料(以下、「使用料」という。)は、使用水量にかかわりなく 固定的に発生する経費を賄い、経営の安定性を確保するため、基本使用料^{注9}に使 用水量により決まる超過使用料^{注10}を加算して算出しています。

(1) 使用料

Σ	☑分	汚水排出量	使用料				
	基本使用料	5m³ 以下	425 円				
		5m³ 超~10m³ 以下	85 円/m³				
		10m³ 超~20m³ 以下	95 円/m³				
一般用		20m³ 超~30m³ 以下	120 円/m³				
	超過使用料	30m³ 超~50m³ 以下	145 円/m³				
		50m³ 超~100m³ 以下	160 円/m³				
		100m³ 超~500m³ 以下	190 円/m³				
		500m³ 超	215 円/m³				
八曲次担田	基本使用料	100m³ 以下	4,250円				
公衆浴場用	超過使用料	100m³ 超	47 円/m³				

[※]別途、消費税相当額を加算

(2) 使用料改定

本市では、これまで使用料の改定をしていません。

なお、供用開始から経過年数が短い段階では十分な使用料収入が得られないため、汚水処理に要する費用を下水道利用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金を活用することはやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁する必要があります。

^{注9} 基本使用料:使用水量に関係なく定額で徴収する使用料。

^{注10} 超過使用料:基本使用料を超えた使用水量について、使用水量に応じ加算される使用料。

3. 下水道事業の現状分析と将来の見通し

(1) 管きよの整備状況

令和元年度末現在の管きょ^{注11}延長は約 195 kmです。本市の下水道事業は平成 5 年度に整備開始し、平成 14 年度に供用開始しているため、法定耐用年数(50 年)に達する管きょはありませんが、今後の更新投資を見越して計画的に長寿命化対策を進める必要があります。



(2) 普及率、人口及び処理区域内人口の見通し

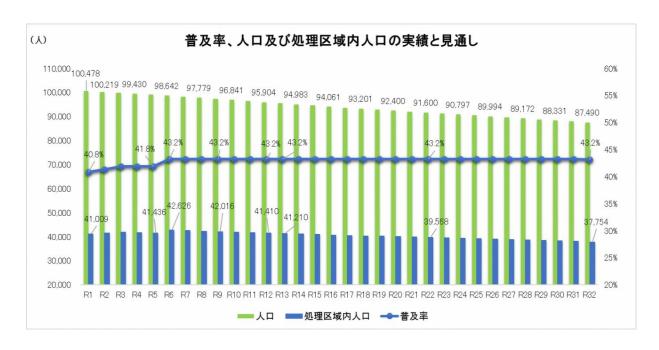
本市の人口は、令和元年度の 100,478 人から経営戦略の計画最終年度である令和 12 年度には 95,904 人となり、約 5%減少する見通しとなります。

今後、本市では、一部の地域を除き令和6年度に市街化区域^{注12}の下水道整備を完了し、その後は、施設・設備の維持管理及び更新を行う予定です。そのため、普及率は令和6年度に43.2%に到達した後、横ばいになると見込んでいます。

また、下水道が利用できる環境となった地域の人口(処理区域内人口)は、令和6年度に42,626人と最大値となった後は、人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見通しとなります。

注11 管きょ:下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を下水道処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

^{注12} 市街化区域: すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 なお、農地を保全し市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

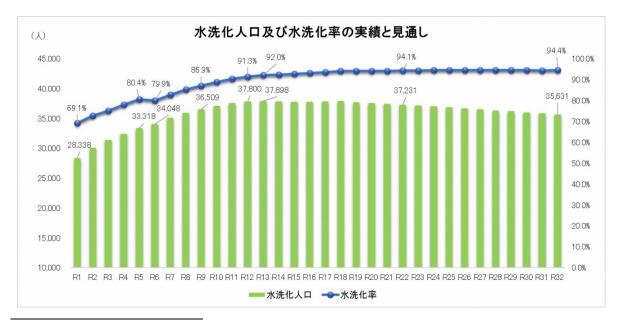


(3) 水洗化人口と水洗化率の見通し

下水道接続人口(水洗化人口)は、下水道整備に伴い、令和元年度の 28,338 人から令和 12 年度には 37,800 人となり、約 33%増加する見通しとなります。

今後、一部の地域を除き令和6年度に予定している整備完了後、下水道への接続が進むことで水洗化率^{注13}が上昇することを見込んでいます。

また、水洗化人口は普及率と水洗化率の上昇に伴い、令和 13 年度に 37,898 人と最大値となりますが、その後は、人口減少が続く見通しであることに加え、水洗化率の上昇率がピークを迎えるため、水洗化人口も緩やかに減少していく見通しとなります。



^{注13} 水洗化率:処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口(水洗化人口)の割合。

(4) 有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の増加に伴い上昇する見通しとなります。令和元年度の 2,569 千㎡から令和 12 年度には 3,623 千㎡となり、約 41%増加する見通しとなります。

その後、令和 13 年度に 3,663 千㎡と最大値となりますが、水洗化人口の減少に伴い緩やかに減少していく見通しとなります。



●水洗化人口と有収水量の見通し

	令和元年度	令和5年度	令和9年度	令和 12 年度
水洗化人口(人)	28,338	33,318	36,509	37,800
(令和元年度比較)	_	約 18%増	約 29%増	約 33%増
有収水量(千㎡)	2,569	3,058	3,462	3,623
(令和元年度比較)	_	約 19%増	約 35%増	約 41%増

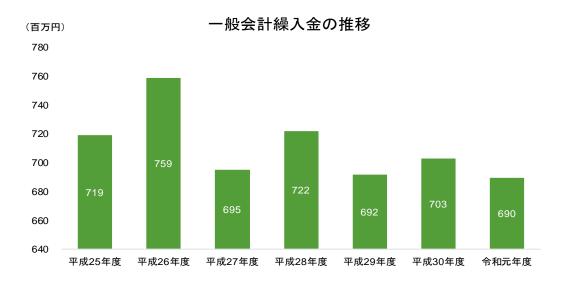
(5) 企業債残高の推移

企業債^{注14}の残高は増加傾向にあり、整備を進める中で更に増加する可能性があるため、留意が必要となっています。



(6) 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金(基準内繰入金及び基準外繰入金の合計)は、毎年度7億円程度の額で推移しています。上に記した多額の企業債に加え、一般会計繰入金を活用し下水道を整備している状況となっています。



 $^{^{\}pm 14}$ 企業債: 地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。いわゆる借金のこと。

(7) 近隣市町及び類似団体との比較

1 比較団体

平成30年度の本市の下水道事業の現状について、近隣市町及び類似団体との比較により分析しました。比較団体の一覧は、次のとおりです。

区分	市町名	類型 区分	処理区域内 人口(人)	処理区域内人口 密度(人/ha)	供用開始 後年数	選定基準		
_	江南市	Bc2	38,687	65.5	16	-		
	犬山市	Bd2	50,021	46.4	29	五条川右岸流域下水道を利		
近隣	岩倉市	Bb2	32,004	86.0	23	用しており、平成30年度末		
市町	大口町	Cc2	19,172	42.3	22	現在、地方公営企業法の適		
	扶桑町	Cb3	15,076	62.8	11	用を受けていない市町		
	大府市		77,395	60.1	29	本市と同じ類型区分である		
類似	日進市	D-0	67,900	70.3	29	「Bc2」の市町村のうち、平成 30 年度末現在、地方公営		
団体	東郷町	Bc2	34,947	70.6	21	企業法の適用を受けていな		
	武豊町		34,304	52.4	27	い愛知県内の市町		

【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

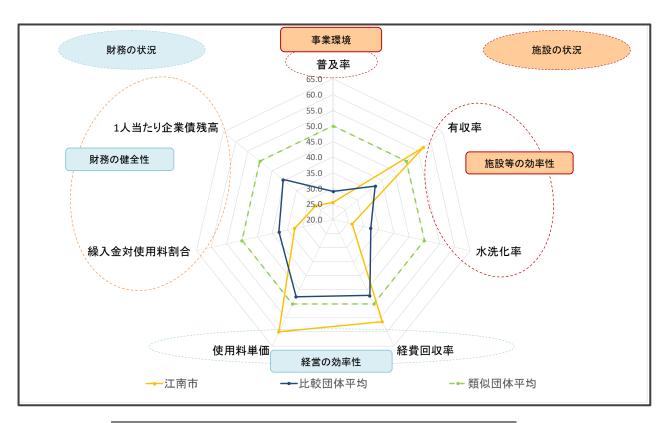
《参考》類型区分抜粋(総務省)

処理区域内 人口区分	処理区域内 人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
		30 年以上	Bb1
	75 人/ha 以上	30 年未満	Bb2
3万人以上	50 人/ha 以上	30 年以上	Bc1
3/1/人以上	50 人/11d 以上	30 年未満	Bc2
	50 人/ha 未満	30 年以上	Bd1
	50 八/IIa 不凋	30 年未満	Bd2
		30 年以上	Cb1
	50 人/ha 以上	15 年以上	Cb2
3万人未満		15 年未満	Cb3
3/1八个心		30 年以上	Cc1
	25 人/ha 以上	15 年以上	Cc2
		15 年未満	Cc3

② 経営指標比較 (チャートグラフ)

「経営指標比較(チャートグラフ)」のチャート上の数値は偏差値であり、実際の数値ではありません。また、偏差値は類似団体平均を基準値としており、数値が高いほど優れた状態を表しています。

本市の現状は、比較団体平均に対し、有収率、経費回収率、使用料単価については、 比較的優れた状態を示しています。一方、それ以外の指標については、劣った状態を示 しています。



		経営指標	
		事業環境	普及率
	1. 施設の状況	施設等の効率性	有収率
		旭設寺の効平は	水洗化率
指標		経営の効率性	経費回収率
	2. 財務の状況	性名の効率は	使用料単価
	2. 知务07人元	財務の健全性	繰入金対使用料割合
		別ががに生に	1人当たり企業債残高

③ 各経営指標の比較

【事業環境】

普及率

(算定式)

• 処理区域内人口÷人口×100

(指標の説明)

- 人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道の整備が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

普及率は、供用開始年月が遅く、平成25年度まで単年度当たりの整備面積が小さかったため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【施設等の効率性】

有収率

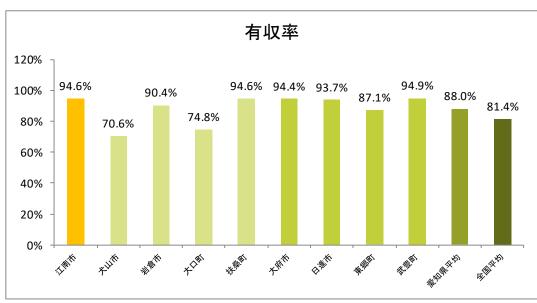
(算定式)

• 年間有収水量÷年間排水量×100

(指標の説明)

- 下水道処理場へ流れる排水のうち、有収水量の割合を表した指標。
- 100%に近ければ近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

• 有収率は、供用開始年月が遅いことや五条川右岸浄化センターに比較的近い こともあり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっ ています。

【施設等の効率性】

水洗化率

(算定式)

• 下水道接続人口(水洗化人口)÷処理区域内人口×100

(指標の説明)

- 処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道への接続が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

水洗化率は、令和2年度現在も整備中であることや、平成26年度以降に単年度当たりの整備面積を増やした影響等があり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

経費回収率

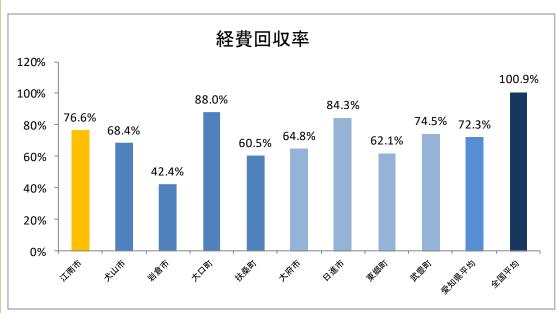
(算定式)

• 使用料収入÷汚水処理費(公費負担分を除く。)×100

(指標の説明)

- 汚水を処理するために必要な経費(使用料で回収すべき経費)を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
- 100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

• 経費回収率は、汚水処理費が低いことにより、愛知県平均及び比較団体と比較 すると若干高い水準となっていますが、全国平均と比較すると低い水準となっ ています。

【経営の効率性】

使用料単価

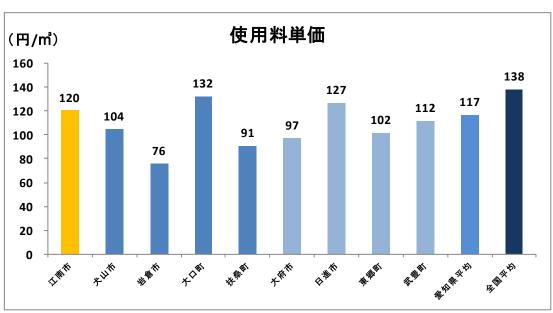
(算定式)

使用料収入÷年間有収水量

(指標の説明)

- 有収水量 1 ㎡当たりの使用料収入を表した指標。
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力をすべきとして、使用料徴収月 3,000 円/20 ㎡ (使用料単価 150 円) を前提として行われている。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

 使用料単価は、比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、愛知県 平均と比較すると同水準となっており、また全国平均と比較すると低い水準と なっています。

【財務の健全性】

繰入金対使用料割合

(算定式)

• 一般会計繰入金÷使用料収入×100

(指標の説明)

- 使用料収入に対する一般会計繰入金の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、一般会計繰入金に依存していることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

- 繰入金対使用料割合は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い 水準となっています。
- 本市は使用料収入の約 2.4 倍の一般会計繰入金に依存して、事業を運営していることを表しています。

【財務の健全性】

1 人当たり企業債残高

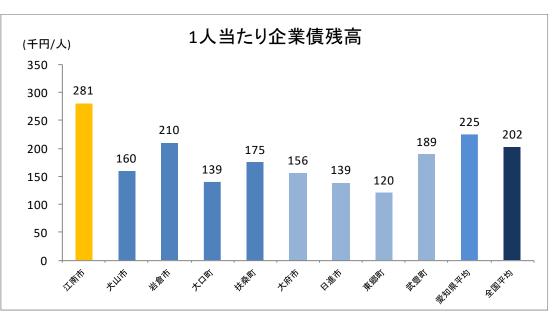
(算定式)

• 企業債残高÷処理区域内人口

(指標の説明)

- 処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、将来世代への負担が大きいことを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑(総務省)

平成 30 年度末

(考察)

• 1人当たり企業債残高は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。

4. 組織の状況

(1) 事業運営組織

下水道事業は、下水道課長以下の正規職員 14 名及び会計年度任用職員^{注15}により業務 にあたっています。

【組織図】令和2年4月1日現在



(2) 組織の見通し

使用料の収納業務を平成 18 年 4 月 1 日から民間業者に委託しており、これまでも民間委託により人員削減を行いながら、限られた人員で業務を効果的・効率的に行えるよう、各職員が専門技術の習得に努めながら業務を行ってきました。

今後も効率的な業務体制の構築に努めつつ、下水道施設の維持管理や将来の更新に適切に対応するため、技術職員の世代交代を円滑に行い、培った技術を正確に継承していくことが求められています。

度(4月1日から翌年3月31日まで)を最長の期間として任用される非常勤の地方公務員。

5. 投資及び財政に関する課題と解決に向けて

(1) 投資に関する課題

- ・今後も市内全域の下水道整備を進めていくと、整備が完了するまで、長期間にわたって 多額の投資経費が必要となること。
- ・市街化調整区域は、市街化区域に比べ人口密度が低く、今後の人口減少・少子高齢化も 踏まえると、投資効率が悪いこと。
- ・水洗化率が全国平均と比べて低めであるほか、比較団体と比べても低く、整備してもすぐに使用料収入に反映されにくいこと。

(2) 財政に関する課題

- ・整備過程で投資が続いているため、企業債及び一般会計繰入金に関する指標はいずれも 比較団体より劣っており、比較団体に比べて企業債及び一般会計繰入金への依存度が高 く、資金的には余裕がない状況であること。
- ・処理区域内に排出量の多い企業等の大口需要家が少なく、また使用料水準が全国平均と 比較して低いことから、比較団体に比べ、使用料収入が少なく一般会計繰入金への依存 度が高いこと。
- ・現状で企業債や一般会計繰入金に依存している財政体質であるうえに、今後の下水道整備を進めることにより、さらに企業債及び一般会計繰入金が増加する可能性が高いこと。

(3) 課題の解決に向けて

投資及び財政に関する課題の解決に向けて、人口減少等、将来の施設需要を見据え、 適正な投資を行っていくことが重要であり、加えて、水洗化率向上に向けた施策の検討 が必要です。

また、整備過程で増加する可能性がある企業債負担を考慮して、使用料、一般会計繰 入金の構成比を検討した財政計画の策定も必要となります。

第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、本市の下水 道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必 要があります。

このことから、以下の2点を基本方針とし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上 に取り組みます。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

下水道の整備区域は、当初の計画では市内のほぼ全域を整備対象としていましたが、 市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が約 60%普及しており、下水道事業の費用対 効果が低い状況であることや、市街化区域に比べ人口密度が低く投資効率が悪い区域で あるため、市街化区域を原則とします。

市街化調整区域のうち、市街化区域に近接する区域については、下水道整備ニーズ、 事業費、採算等を勘案して下水道の整備を検討し、人口減少等を踏まえた将来の施設需 要を見据えた適正な投資を行うなど、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラ ス・ネットワーク^{注16}の実現に取り組みます。

(2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて下水道利用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業^{注17}の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

^{注16} コンパクト・プラス・ネットワーク: 国土交通省が提唱している政策で、人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

^{注17} 地方公営企業: 地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。

第4章 投資・財政計画

下水道事業は、下水道施設の健全性を維持することが安定した汚水処理を行うための前提条件となります。一方で、健全性を維持するための投資には多額の費用が必要となるため、「投資試算」(整備等にかかる投資の見通し)と「財源試算」(使用料収入等の財源の見通し)を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

【これまでの主な経費削減の取り組み】

- 幹線ルートや処理分区の見直しによる整備の効率化
- 共同企業体^{注18}による入札(発注事務や工事共通費等の削減)
- 小口径マンホール採用、マンホールポンプ^{注19}の設置等の低コスト手法の導入
- ICT^{注20}を活用した下水道管情報の提供
- 水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理

これまで本市では、投資及び財政に関する課題に対応するため、上記のような取り組 みを実施することにより経費削減を行ってきました。

今後も経費削減の取り組みは継続していきますが、本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、投資の合理化(事業運営にかかる経常的な経費の更なる削減等)や財源見直し(水洗化率の向上に向けた施策を行うことによる使用料収入の増加等)により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

注18 共同企業体:建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

注19 マンホールポンプ:下水道は勾配を利用した自然流下により汚水を下水道処理場まで流入しており、汚水の流入が自然流下だけでは困難な場合の、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設。

^{注20} ICT: Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

1. 投資に関する取り組み

(1) 投資目標

目標

管きよの長寿命化

不明水の削減

本市の下水道事業は平成5年度に整備開始し、平成14年度に供用開始しているため 法定耐用年数(50年)に達する管きょはありません。しかし、法定耐用年数到達時での更新を行った場合の投資試算を行った結果、管きょの更新に伴う多額の建設改良費が 令和28年度以降に発生し、急激な資金不足となる見通しのため、アセットマネジメント^{注21}の考えに基づく適切な維持管理により管きょの長寿命化を行うことで、更新時期を遅らせ費用の抑制を行うことを投資の目標とします。

また、適切な維持管理により不明水^{注22}を減らすことで、流域下水道維持管理費負担金^{注23}の削減もめざします。

(2) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化に関する事項

令和4年度策定予定の愛知県広域化・共同化計画の中で、近隣市町と維持管理・事務の共同化(排水設備指定登録等事務の共同化、管きょの調査の共同化等)を検討しています。

引き続き、広域化・共同化について、愛知県や近隣市町と積極的な情報交換等を行い、 効率的な事業運営を検討します。

② 投資の平準化に関する事項

本市は供用開始年度が平成 14 年度と比較的遅いため、管きょは老朽化していない状況となっています。しかし、下水道施設全体の健全性を維持するためには、施設の長寿命化を推進するとともに計画的な更新投資が必要であり、既存施設の長寿命化計画や更新計画を策定するなど投資の平準化に取り組みます。

注21 アセットマネジメント:持続可能な下水道事業の経営にあたって、下水道施設の老朽化や職員数の減少といった今後の課題に対応するため、施設・設備といったモノの管理だけではなく、ヒト、モノ、カネを含めて総合的に資産管理すること。

注22 不明水:汚水管きょに、老朽化等何らかの原因で流入する雨水や地下水の総称。

^{注23} 流域下水道維持管理費負担金:都道府県が管理する下水道処理場の維持管理に要する経費について、 処理場を利用する市町村が一定割合負担するもの。

2. 財政に関する取り組み

(1) 財政目標

水洗化率 90%以上

目標

経費回収率 100%以上

一般会計からの基準外繰入の抑制

水洗化率は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。一般的に下水道事業は、整備をしてから市民等が接続するまでに年数がかかるため、整備後すぐに使用料収入には反映されにくい性質を持ちますが、水洗化率を向上させる取り組みの推進により、計画期間内に収益の黒字化が達成できるよう 90%以上をめざします。

経費回収率は、愛知県平均及び比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、全国平均と比較すると低い水準となっています。下水道事業は独立採算を原則とすることから100%以上をめざします。

使用料収入に対して一般会計からどの程度税金を繰り入れているかを示す繰入金対使用料割合について、本市は多くの比較団体を上回っており、さらに1人当たり企業債残高についても比較団体を上回っていることから、本市の下水道事業は企業債及び一般会計繰入金への依存を高めることにより、比較団体と同程度の収益性を維持しています。しかし、下水道整備以外の大規模事業も控えた本市の厳しい財政状況の中では、これまでと同程度の額の一般会計繰入金による収入は困難であることから、一般会計繰入金が必要最小限の額となるよう基準外繰入金の抑制をめざします。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項

経営戦略の策定においては、令和 12 年度までの 10 年間の計画期間内で、当年度純 損益の黒字化が求められています。

本市では、令和2年度に法適化し、使用料の対象となる経費についての的確な把握と、 減価償却費^{注24}を含め正確に財源試算を行った結果、計画期間内の当年度純損益の黒字 化を達成するためには、使用料の改定による収入の増加が急務となっています。このこ とから、今後は、使用料の見直しを検討します。

3. その他の経費についての考え方

(1) 民間活力の活用に関する事項

地方公営企業を取り巻く環境の著しい変化や、厳しい経営環境に対応するため、経営 基盤の強化や効率化に向けての更なる取り組みが要請されています。こうした中で、事 務事業の再編・整理、廃止・統合や、民間企業へ任せた方が効率的かつ効果的な業務に ついては、委託等を検討することが求められています。

本市においても、使用料の収納事務等を平成18年4月1日から民間業者に委託しており、これまでも民間ノウハウの活用について検討してきました。

今後も引き続き、効率化が可能な範囲とその効果、更なる改善点を検討し、たとえば 下水道施設について、維持管理の包括的民間委託(複数事業での一括契約)等を検討す るなど経費削減をめざします。

(2) 職員給与費に関する事項

本市は、一部の地域を除き令和6年度で市街化区域の整備完了を目標としているため、整備完了に向けて、職務分担の見直しや業務の効率化を推進するとともに、整備完了後の職員数の削減をめざします。

また、業務の効率化にあたっては、民間ノウハウの活用を検討します。

^{注24} 減価償却費:時間の経過等により価値が減少する固定資産(管きょ、マンホールポンプ等)について、 取得に要した金額を法定耐用年数に基づき年度ごとに費用化するもの。

(3) 動力費に関する事項

マンホールポンプは、省電力機器への切替えや電力契約自由化を活用し、廉価な料金提供を行う電力会社への契約変更を検討するなど動力費削減をめざします。

(4) 修繕費に関する事項

江南市公共下水道事業計画^{注25}等に基づき、計画的な修繕を実施します。また、予防保全を行うことにより修繕費の平準化・削減をめざします。

(5) 加入促進への取り組みに関する事項

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、下水道未接続者への戸別訪問を実施し、接続工事費に対する融資あっせん制度等各種補助制度の更なる周知に努めます。また、加入促進訪問台帳の状況を整理するためのデータベースを構築し、未接続者の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行います。戸別訪問結果を踏まえ、接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の加入促進事業に反映させ、効率的な啓発を行うことで水洗化率の向上をめざします。

(6) 使用料等の適切な徴収に関する事項

使用料や受益者負担金^{注26}等は、各種法令等を遵守し徴収漏れや誤徴収等が発生しないよう徴収事務にあたり、また、滞納者への滞納整理事務を適切に行うことで、収納率の向上をめざします。

注25 江南市公共下水道事業計画:江南市公共下水道事業基本計画で定められた区域のうち、5~7年間のうちに整備を実施する区域等を定める計画。下水道施設の点検方法・頻度についても記載されている。

^{注26} 受益者負担金:下水道施設の整備に要する費用の一部に充てるため、下水道が整備されることによって 便益を受ける土地の所有者等に負担してもらうもの。

4. 投資・財政計画(収支計画)及び策定にあたっての説明

(1) 前提条件

投資・財政目標を踏まえた、今後 20 年間における投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての、投資・財源試算の前提条件は次のとおりです。

		項目		前提条件						
		営業	使用料収入	実績を踏まえた将来見込みにより算定(処理区域内人口×水洗化率×一人当たり有収水量×年間日数×使用料単価) ※定期的に使用料を改定すると仮定						
		収益	他会計負担金	雨水事業分等の負担金。実績を踏まえた将来見込みにより算定						
	収 入		その他	汚水処理受託収入、下水道手数料等。実績を踏まえた将来見込みに より算定						
収益	^	AA4 AH4 6-1	他会計負担金・ 補助金	他会計負担金は一般会計繰入金(基準内)。他会計補助金は一般会 計繰入金(基準外)。実績を踏まえた将来見込みにより算定						
収益的収支		営業外 収益	長期前受金 戻入 ^{注28}	投資実績及び将来の投資見込みにより算定						
注 27			その他	コピー等実費徴収金等。実績を踏まえた将来見込みにより算定						
		אווג אנג	職員給与費	直近予算を踏まえた将来見込みにより算定						
		営業 費用	経費	実績を踏まえた将来見込みにより算定						
	支	貝用	減価償却費	投資実績及び将来の投資見込みにより算定						
	支 出	営業外	支払利息	借入実績及び将来の借入見込みにより算定						
		費用	その他	流域下水道維持管理費負担金等。実績を踏まえた将来見込みにより 算定						
		企業債		将来の投資見込みにより算定。資本費平準化債 ^{注30} 含む。						
	ıΙ∇	他会計出	出資金	建設改良費に充てるため、出資の目的で一般会計から繰り入れるも の。実績を踏まえた将来見込みにより算定						
資本的収支	収 入	他会計算	負担金	一般会計繰入金(基準内)。実績を踏まえた将来見込みにより算定						
的収		国 (県)	補助金	将来の投資見込みにより算定						
支 注 29		受益者負	負担金・分担金	実績を踏まえた将来見込みにより算定						
17 23		建設改則	3番	工事請負費は将来の投資見込みにより算定。流域下水道建設事業費						
	支出	建议以口	×貝 	負担金等のその他の経費は、実績を踏まえた将来見込みにより算定						
		企業債債	賞還金	借入実績及び将来の借入見込みにより算定						

_

^{注27} 収益的収支:施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については使用料や一般会計繰入 金等、支出については施設維持管理費や支払利息等がある。

^{注28} 長期前受金戻入:固定資産を取得(建設)したときに、その財源として国庫補助金等が交付される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上し、その分割された収入を長期前受金戻入という。減価償却費と対になるもの。

^{注29} 資本的収支:新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出のこと。収入については受益者負担金や国庫補助金等、支出については建設改良費や企業債償還元金等がある。

^{注30} 資本費平準化債:世代間負担の公平のため、企業債償還金を後年度に繰り延べることができる債務。

(2) 主な指標の推移

策定した投資・財政計画において、10年間の計画期間内の目標として掲げた主な指標の推移は次のとおりです。なお、使用料について、計画期間内では、令和5年度に135円、令和9年度に150円に改定すると仮定して試算しています。

また、下水道施設の整備については、一部の地域を除き令和6年度に予定している整備完了後は、維持管理の強化により管きょの長寿命化を行い、更新時期を延長させることで可能な限り投資の平準化を図るものとしています。

① 使用料収入と経費回収率

経費回収率は、企業会計への移行により算出方法が変更となったため、令和2年度から数値は低下していますが、令和11年度に107.9%と、100%を達成できる見通しとなります。なお、計画期間終了後も使用料の定期的な見直しが必要となっています。



② 収益的収支

当年度純損益は、令和 11 年度に 53 百万円の黒字化を達成できる見通しとなります。



③ 一般会計繰入金

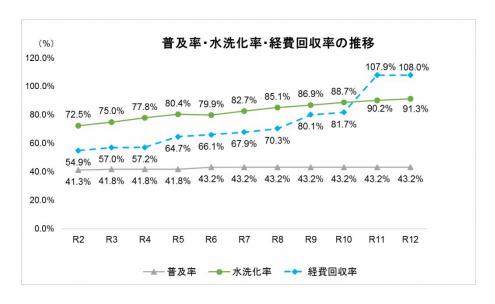
一般会計繰入金のうち基準外繰入金は、令和 11 年度は令和 2 年度と比較して約 90% の削減となり、大きく抑制できる見通しとなります。



4 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、普及率の増加と水洗化率向上の取り組みの推進により、使用料収入が増えることで徐々に向上します。加えて、使用料を適宜見直しすることで更なる向上につなげます。この場合、令和11年度には100%以上に達する見通しとなります。

今後20年間の投資・財政計画では定期的に使用料を改定すると仮定しています。



(3) 投資・財政計画

山口益日	RA益的収支 (単位:千円, %)																						
	5 分	年 度	令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
	1. 営	業 収 益 (A)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119
	(1) 使	用料 収入	339,889	345,271	360,720	412,836	424,998	440,044	454,357	519,246	530,085	536,195	543,489	604,371	603,839	603,798	603,768	676,998	676,408	676,189	675,122	673,098	670,805
	(2) 受 1	託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他	会 計 負 担 金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197
収	(4) そ	の他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117
	2. 営	業 外 収 益	509,289	514,094	509,213	511,228	513,724	515,092	512,767	510,440	508,240	657,042	650,630	644,483	499,447	497,787	496,627	496,396	495,526	495,353	493,292	492,675	489,206
	勺 (1) 他 会	会計負担金・補助金	305,208	305,353	303,034	303,260	304,413	304,271	301,653	298,727	296,199	445,175	438,080	433,041	288,085	287,179	286,176	285,048	284,287	283,068	282,952	281,780	280,075
		他 会 計 負 担 金	298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	440,675	433,580	428,541	283,585	282,679	281,676	280,548	279,787	278,568	278,452	277,280	275,575
	Z	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益		その他補助金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	(2) 長	期 前 受 金 戻 入	204,074	208,734	206,173	207,961	209,304	210,813	211,106	211,705	212,034	211,859	212,541	211,434	211,354	210,600	210,442	211,340	211,231	212,277	210,332	210,887	209,123
	(3) そ	の他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	収	. 入 計 (C)	859,190	869,192	879,160	933,291	948,037	964,450	977,038	1,039,000	1,047,639	1,202,551	1,203,433	1,258,768	1,112,599	1,110,898	1,109,708	1,182,707	1,181,848	1,180,856	1,177,727	1,175,087	1,169,325
	1. 営	業 費 用	935,037	948,712	970,618	993,510	1,019,467	1,039,006	1,048,353	1,057,260	1,064,276	1,068,924	1,075,864	1,080,846	1,081,549	1,081,773	1,082,813	1,084,680	1,085,196	1,088,325	1,089,414	1,088,983	1,091,264
的	(1) 職	員 給 与 費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340
, H	Z .	基本給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635
		退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705
	(2) 経	費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981	404,873	403,821	401,315	400,101	400,381	398,862	401,505	399,745	399,283	402,979
ultra		動 力 費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
40	4	修 繕 費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
	3	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委 託 費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773	43,027	43,004	43,002	43,001	43,003	42,980	42,971	42,930	42,851	42,762
	ξ	そ の 他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547	357,185	356,156	353,652	352,438	352,717	351,222	353,872	352,154	351,771	355,556
	(3) 減	価 償 却 費	562,538	580,775	584,390	593,878	605,931	614,865	618,285	620,261	622,150	622,912	623,542	626,633	628,388	631,117	633,373	634,959	636,994	637,480	640,330	640,360	638,945
支	2. 営	業 外 費 用	185,861	166,559	164,862	151,257	132,484	119,455	105,869	96,580	88,085	80,496	73,515	67,276	61,600	56,607	51,845	47,437	43,501	39,967	36,826	33,868	31,019
	出 (1) 支	払 利 息	160,482	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551	64,275	58,599	53,606	48,843	44,436	40,499	36,966	33,825	30,866	28,017
	(2) そ	の他	25,379	17,177	24,893	20,211	10,609	6,868	3,248	3,248	2,964	2,964	2,964	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001
	支	出 計 (D)	1,120,898	1,115,270	1,135,481	1,144,767	1,151,951	1,158,461	1,154,223	1,153,839	1,152,361	1,149,420	1,149,378	1,148,122	1,143,149	1,138,380	1,134,658	1,132,117	1,128,697	1,128,292	1,126,241	1,122,851	1,122,283
ń	音 常 技	損 益 (C)-(D) (E)	△ 261,708	△ 246,079	△ 256,321	△ 211,476	△ 203,914	Δ 194,011	Δ 177,185	Δ 114,840	Δ 104,722	53,132	54,055	110,646	△ 30,550	△ 27,481	△ 24,949	50,590	53,151	52,564	51,486	52,236	47,042
特	別	利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特	別	損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特	別 損	損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年	度純利益	益(又は純損失) (E)+(H)	△ 261,708	△ 246,079	△ 256,321	△ 211,476	△ 203,914	△ 194,011	△ 177,185	△ 114,840	△ 104,722	53,132	54,055	110,646	△ 30,550	△ 27,481	△ 24,949	50,590	53,151	52,564	51,486	52,236	47,042
繰走		余金又は累積欠損金(I)	△ 261,708	△ 507,787	△ 764,108		Δ 1,179,498		Δ 1,550,695			△ 1,717,124					△ 1,635,404			Δ 1,479,099			△ 1,328,335
流	動	<u>資産(J)</u> うち未収金		82,277 52,773	83,342 54,060	82,242 58,403	82,380 59,417	83,346 60,670	82,367 61,863	81,950 67,270	82,318 68,174	82,563 68,683	82,204 69,291		82,566 74,320	82,373 74,316		83,123 80,416	82,781 80,367	82,446 80,349		82,547 80,091	82,946 79,900
流	動	負 債 (K)	662,233	704,444		754,338	769,910	774,957	764,136		735,842		690,489		625,356	618,451			577,246	573,261	561,826	557,435	551,998
		うち建設改良費分		647,448	681,122	697,342	712,914	717,961	707,140		678,846	654,961	633,493	585,737	568,360	561,455	546,347	534,187	520,250	516,265	504,830	500,439	495,002
		うち 一 時 借 入 金 う ち 未 払 金		56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56,996	56.996	56,996
累	表 欠 損 金	比率 ((1) ×100)	-75%	-143%	-207%	-231%	-272%	-306%	-334%		-328%	-315%	-301%		-258%	-263%		-231%	-223%	-216%		-202%	-195%
地方	財政法施行令	(A)-(B)																					
頁	金 0	の 不 足 額・		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業	以益一受託 財 政 法	託工事収益 (A)-(B) (M) 法による ((L)/(M)×100)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119
資 ^	金 不 足	の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全資	11. 法施行令	令第 16 条 により算 定 した (N) の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全解	化法施行剂 可能	規則第6条に規定する(O) 能 資 金 不 足 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	*	令第 17 条により算定した の 規 模 (P)		355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119
健全	化法第22条に	こより算定した 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資本的	収支																							(単位:千円)
	区	分	度	令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
	1.	企 業	債	846,700	605,400	753,100	729,600	636,200	411,500	359,900	331,783	285,516	265,600	232,307	184,900	123,100	91,000	77,800	77,800	77,800	88,211	89,218	77,800	143,646
200		うち資本費平	準化債	0	233,100	269,200	295,200	300,700	295,500	282,100	252,900	206,300	187,800	147,500	107,100	45,300	13,200	0	0	0	0	0	0	0
資	2.	他会計出	資 金	378,500	230,000	220,000	185,000	205,000	185,000	212,000	168,500	179,500	39,500	54,000	13,000	166,000	174,000	175,500	85,000	67,000	55,000	48,000	35,000	41,000
資	3.	他会計補	助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本	4.	他会計負	担 金	24,125	26,252	26,252	26,252	22,806	21,843	20,879	20,879	20,879	20,879	20,879	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346
	5.	他会計借	入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本的	6.	国(県)補	助 金	140,050	113,500	195,500	158,400	76,450	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7.	固定資産売	却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収	8.	受益者負担金	・分担金	103,271	37,658	40,537	26,139	5,817	36,286	3,224	3,224	100	100	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
的	9.	そ の	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	(A)	1,492,646	1,012,810	1,235,389	1,125,391	946,273	660,429	596,003	524,386	485,995	326,079	307,286	219,296	310,496	286,396	274,696	184,196	166,196	164,607	158,614	134,196	206,042
)うち翌年度へ繰りま 支出の財源充当額	成さ (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(E	3) (C)	1,492,646	1,012,810	1,235,389	1,125,391	946,273	660,429	596,003	524,386	485,995	326,079	307,286	219,296	310,496	286,396	274,696	184,196	166,196	164,607	158,614	134,196	206,042
収資	1.	建設改	良 費	1,089,107	576,002	766,348	671,123	476,393	168,503	116,705	119,308	119,554	119,079	126,302	119,181	119,181	119,181	119,181	119,181	119,181	131,495	132,686	119,181	197,064
		うち職員糸	合 与 費	37,400	39,811	39,811	39,811	39,811	35,957	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103
本	2.	企業債償	還 金	572,601	605,237	647,448	681,122	697,342	712,914	717,961	707,140	679,418	678,846	654,961	633,493	585,737	568,360	561,455	546,347	534,187	520,250	516,265	504,830	500,439
支的	3.	他会計長期借力	入返 還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支	4.	他会計への	支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5.	そ の	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	(D)	1,661,708	1,181,239	1,413,796	1,352,245	1,173,736	881,417	834,667	826,448	798,972	797,926	781,263	752,674	704,918	687,541	680,636	665,528	653,368	651,745	648,951	624,011	697,502
資本的 不足す		顔が資本的支出額に (D)-(C)	(E)	169,062	168,428	178,407	226,854	227,463	220,989	238,664	302,062	312,977	471,846	473,978	533,378	394,422	401,146	405,940	481,333	487,172	487,138	490,338	489,815	491,460
補	1.	損 益 勘 定 留	保資金	96,756	125,962	121,896	174,441	192,713	210,041	229,994	293,717	305,395	464,184	465,055	525,844	386,484	393,037	397,981	474,209	478,915	477,767	481,485	481,709	476,863
塡	2.	利益剰余金	処 分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財	3.	繰 越 工 事	資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源	4.	そ の	他	72,652	42,833	57,942	52,744	35,220	12,384	9,127	8,385	7,990	8,315	9,217	8,211	8,593	8,572	8,379	8,336	9,129	9,907	9,680	8,743	15,633
	R-i	源不足額	(F) (E)-(F)	169,408 △ 346	168,795 △ 367	179,839	227,185 △ 332	227,933 △ 470	222,425 △ 1.436	239,121	302,102 △ 40	313,385 △ 408	472,500 △ 653	474,272	534,055 △ 677	395,077 △ 656	401,608	406,360 △ 420	482,545 △ 1.213	488,043 △ 871	487,674 △ 536	491,165 △ 827	490,452 △ 637	492,496 △ 1,036
	計	借入金残	高 (G)	0	0	△ 1,432 0	0	0	0	△ 457 0	0	0	0	△ 294 0	0	0	△ 463 0	0	0	0	0	0	0	0
企	業		高 (H)	11,233,767	11,233,931	11,339,582	11,388,061	11,313,640	10,965,345	10,576,317	10,165,377	9,737,851	9,295,254	8,852,934	8,388,662	7,911,290	7,421,412	6,927,535	6,451,979	5,990,636	5,554,366	5,123,064	4,691,754	4,330,658
〇一般	会計総	全 年	度	令和2年度			1		1															(単位:千円)
	区	分		(本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
収 益		文 支 分		298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	440,675	433,580	428,541	283,585	282,679	281,676	280,548	279,787	278,568	278,452	277,280	275,575
		うち基準内		298,208	300,853	298,534	298,760	299,913	299,771	297,153	294,227	291,699	440,675	433,580	428,541	283,585	282,679	281,676	280,548	279,787	278,568	278,452	277,280	275,575
- An .		うち基準外	繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本		₹ 支 分 	缊 7 🌣	402,625	256,252	246,252	211,252	227,806	206,843	232,879	189,379	200,379	60,379	74,879	34,346		195,346	196,846	106,346		76,346	69,346	56,346	62,346
				24,125	26,252	26,252	26,252	22,806	21,843	20,879	20,879	20,879	20,879	20,879	21,346		21,346	175 500	21,346	21,346 67,000	21,346	21,346	21,346	21,346
\vdash		うち基準外計	採 八 筮	378,500 700,833	230,000 557,105	220,000 544,786	185,000 510,012	205,000 527,719	185,000 506,614	212,000 530,032	168,500 483,607	179,500 492,078	39,500 501,054	54,000 508,460	13,000 462,887	166,000 470,930	174,000 478,025	175,500 478,522	85,000 386,894	368,133	55,000 354,914	48,000 347,798	35,000 333,626	41,000 337,921
		ĒΙ		100,833	557,105	544,786	510,012	527,719	500,014	530,032	483,007	492,078	301,054	508,400	402,887	470,930	4/8,025	4/8,522	380,894	308,133	354,914	347,798	333,02b	337,921

第5章 経営戦略の事後検証等

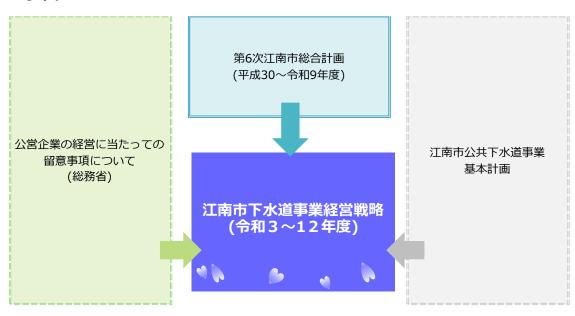
1. 経営戦略の見直しの方針

経営戦略は、令和 12 年度までの 10 年間の計画ですが、社会情勢が大きく変化する 昨今では、今後、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが予想され ます。

経営戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行い、計画の中間期には検証を行います。

2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

計画の中間期には、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を公表します。



【発行】

愛知県江南市

〒483-8701

愛知県江南市赤童子町大堀90番地

TEL:0587-54-1111(代)

【編集】

水道部下水道課